

「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」販売促進委託業務
公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

第1 提出書類

提出書類の様式及び提出部数等は次のとおりです。

様式 番号	提出書類の名称	規格及び 制限枚数	提出 部数
1	企画提案書 ・業務に対する基本的な認識 や考え方 ・各企画プロモーション	A4 片面印刷 15枚（頭紙を除く）まで	印刷物 正本1部 副本10部
任意	実施計画	A4 片面印刷各 2枚まで	
任意	実施体制		電子 データ 1式
任意	過去に実施した（同規模・同 様）企画・制作実績		
任意	経費見積書		

第2 提出方法

印刷物：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

電子データ：PDF でメール送付

第3 提出期限

令和8年3月19日（木）午後1時 必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

第4 提出先

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 2-6-8

センバセントラルビル 1F 高知県大阪事務所内

一般財団法人高知県地産外商公社関西事業本部 担当：杉浦、奥田

TEL：06-6224-0527

MAIL：gaisho-osaka@marugotokochi.com

第5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

第6 企画提案のポイント（含める内容）

1 業務に対する基本的な認識や考え方

- ・本業務委託の仕様書に掲げる目的を理解し、本提案の狙いやポイントを具体的に記載すること。
- ・本委託業務及び高知県の地域活性化に対する思いや熱意を盛り込むこと。

2 催事・イベントの実施

(1)大規模イベント（KITTE大阪のイベントスペースを使用するイベント）

- ・メディアが記事等にしやすい絵面が含まれていることがわかるよう具体的に記載すること。
- ・開業2周年イベントは、どのようにお客様との一体感を醸成し、顧客ロイヤルティの向上につなげるのかわかるよう具体的に記載すること。
- ・とさの日イベントは、10/3「とさの日」の認知度をどのように高めるかわかるよう具体的に記載すること。
- ・高知と関西の縁、高知の文化、とさとさのテーマである「SUPER LOCAL」などが感じられる内容となっていることがわかるよう具体的に記載すること。

(2)中規模催事（とさとさ店内での抽選・ガチャ）

- ・とさとさのコンセプトである「SUPER LOCAL」に合致する内容となっていることがわかるよう具体的に記載すること。
- ・誘客につながるテーマ設定がなされていることがわかるよう具体的に記載すること。
- ・景品が高知県やとさとさへの興味喚起や誘客につながるものであることがわかるよう具体的に記載すること。
- ・実施時間やスタッフ配置が効率的に企画されていることがわかるよう具体的に記載すること。

(3)年間スケジュールの策定

- ・大規模イベントの日程が固定されていることをふまえ、その他の催事が適切にスケジュールリングされていることがわかるよう具体的に記載すること。

3 広報物等の作成

(1)各催事・イベントの広報物の作成

- ・各催事・イベントの内容にあわせ、効果的な広報物となっていることがわかるよう具体的に記載すること。
- ・各催事・イベントの規模に応じた傾斜配分や既存ツールの活用など、効率的な広報物となっていることがわかるよう具体的に記載すること。

(2)各催事・イベントの装飾品の作成

- ・各催事・イベントの内容にあわせ、効果的な装飾品となっていることがわかるよう具体的に記載すること。
- ・各催事・イベントの規模に応じた傾斜配分や既存ツールの活用など、効率的な装飾品となっていることがわかるよう具体的に記載すること。

4 実施体制

- ・本事業の実施に対し適切な体制を整えること。
- ・業務に応じた専門スタッフなど必要な人材が配置されるなど、柔軟かつ円滑に業務を遂行できる体制を示すこと。

5 業務計画書

- ・業務ごとのスケジュールが、委託業務の期間中、効果的な販売促進につながる計画となっていること。

6 過去の実績

- ・本事業の実施に対し十分な効果が期待できる過去の実績を示すこと。

7 経費見積

- ・事業に必要な経費について、本業務の仕様書及び提案内容を実施するために必要な全ての経費について積算すること。

第7 企画提案書についての留意事項

企画提案書は1者1提案とします。

第8 企画提案にあたっての留意事項

- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- ・提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
- ・虚偽の内容が記載されているもの
- ・企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの